



出すというのが、案件として多く比率を占める。イギリスにおけるものなので、必ず裁判で手続をするのが、裁判で負けた場合には、保険が適用されているので取りはぐれがない。また、労災ではなく、交通事故や色々なアクシデントに対して損害賠償に掛けていく裁判をし、裁判に負けた場合には保険が適用され、さらにその保険には再保険もかけてあるので取りはぐれがないという内容で説明を受けた。契約内容についても、出来る限り確認した。ただ、我々の契約の相手は債券発行会社でもなければ、融資実行会社でもない。クレディスイス銀行との保護預り、あるいは信託契約の中で包含されていることであるので、当時は、このような不測の事態を招く危険性を感じなかった。専門家に尋ねたかどうかという部分については、当該運用については、評価機関やアナ

リスト、金融機関個々の法令遵守の審査に委ねたというのが実態である。140億円の資金移動について、一事務局長と専務理事だけで動かせようもない。年金委員会での議論、理事会での承認、総会での承認という組織決定をいただき、その決定に従い、業務所掌に基づいて、それぞれがその職務を遂行したものだ。

問 20億円が7ヶ月経っても返還されない状況で、クレディスイスに預けた資産がこれが回収出来ない、返って来ないとなると、本当に組織の崩壊になる。中央会に大切な資金を預けておくことはできない。

答 説明の中に、資金が戻ってこないという言葉はなかった。堀弁護士の話では、金の取れない者からどうやって取るかということを我々自身で考えなさいという指摘だったと思う。皆さんすぐ諦めて、取れそうもない金だから取らないよと言うのか。どろどろになっても取るうとする。それが商売人の姿勢ではないか。全部駄目になったという話になっていない時に我々組織が駄目だという方向性を打ち



出すことが賢明かどうかもう一度、考えていただきたい。年金委員会としても、色々な情報を得る中で、返還されることを期待しながら動いているのが現状だ。ただ、証拠もないのに、返還されるといふことは、これまで償還が遅れた流れの中で申し上げることはできない。ただ諦めないでいただきたい。我々には力がない。力はないが、今までの折衝の中で少しでも取り返さなければならぬと思う。それが今我々がやるべき姿勢である。皆さんとしても、もうしばらく、組織としては回収しろという方向性を出していただければ幸いである。

問 相当の決意で県連の代表として議決権を持つてここに来ている以上、決断していかないと、ずるずるでは収集がつかない。

関係者人答弁 中央会は、約束を破られて迷惑を被っている被害者である。その意味で、その責任をロンドンに求めるべきである。その方法としては、デフォルト、つまり約束違反で、お前らは信用できないからとデフォルト宣言をし、預けた資金の回収指示を出すというの、ある意味一番すっきりし

ている。加入者に対しても説明しやすい。しかし、ここで大事なことは、それを今行ってしまうと、相手方も当然身構えてくるということなのだ。当然契約の当事者であるクレディスイス社との関係、クレディスイス社からの下請、孫請けの関係、それぞれに言い訳があつて逃げられてしまう。そうなる、損を承知で債権を売却するが、それを担保に金を借りてつなぐしか方法はない。こうなると運用している資産が減ってしまう。だから、彼らの責任として、彼らのコストで、私たちの資産を守るために対応させて、現実に143億9千万円の運用先の明細、資産の保全回収の状況について、明確なスケジュールを示させてやっていくことが大事なのだ。

問 みな不確定要素ばかりだ。今年の8月に第2回目の返還日が来る。それまでに第1回目の償還の20億円が返還されればいいが、返還されないとなれば、また事後承諾だと言つて同様の議案を出してくる可能性がある。従つて、この臨時総会において提出されている、この予算案を承認することは、現状では無理だ。

問 全酒協の預金を担保とした13億円の借入れについて、理事会で承認を得たということだが、借入れが実際に行われたのはいつなのか、理事会で承認されたのはいつなのか。
答 借入れに関する日程の件だが、まず、平成16年8月10日に年金精算委員会と三役会を行い、全酒協に対して借入することを要請する

偽の5000円玉が出回っています。新聞報道等によれば、偽5000円玉は、「平成13年」の銘、光沢がない、「500」の2つの「0」の中に「5000円」の文字が浮かび上がる、「潜像」が不鮮明、材質は本物と同じ、銅、ニッケル、亜鉛の合金だが、成分の割合が異なる、等の特徴があるようです。店頭の支払いを受ける際に注意いただく他、ジュース・たばこ等の自販機では5000円の受け入れ自体ができないようにする等、被害に合わないようご注意ください。